

中間検査（特定工程）を行う建築物の構造・用途及び規模（行政庁別一覧） No1

平成20年9月3日

平成21年5月25日

平成21年10月9日

(財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

	対象建築物		適用除外	備考
静岡県	次に掲げる建築物であつて、新築、増築又は改築のもの ①階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物（倉庫、工場及び自動車車庫の用途に供するものは除く。以下「中規模以上の建築物」という。） ②一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。以下「住宅」という。）ただし、増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるもの。		・計画通知の建築物 ・仮設建築物	静岡県告示第604号 (平成20年7月25日) 平成20年10月1日から平成25年9月30日まで この告示は、平成20年10月1日以降に確認申請をする建築物について適用する。
静岡市	次に掲げる建築物であつて、新築、増築又は改築のもの ①階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物（工場、倉庫及び自動車車庫の用途に供するものは除く。以下「中規模以上の建築物」という。） ②住宅：一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。）ただし、増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるもの。		静岡県に同じ	静岡市告示第440号 (平成20年8月14日) 中間検査を行う時期及び適用時期は静岡県に同じ
浜松市	次の各号にいずれかに該当する建築物 ①階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物。ただし、倉庫、工場及び自動車車庫の用途に供するものは除く。 ②一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。以下「住宅」という。）ただし、増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるものに限る。		・計画通知の建築物 ・仮設建築物 ・型式部材等の製造者による製造又は新築された建築物 ・建設住宅性能評価の交付を受ける建築物	浜松市告示第331号 (平成20年8月11日) 平成20年10月1日から平成25年3月31日まで 中間検査の適用時期は静岡県に同じ
富士市	静岡県に同じ		静岡県に同じ	富士市告示第153号 (平成20年9月1日) 中間検査を行う時期及び適用時期は静岡県に同じ
沼津市	次に掲げる建築物であつて、新築、増築又は改築のもの ①階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物（倉庫、工場及び自動車車庫の用途に供するものは除く。以下「中規模以上の建築物」という。） ②一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。以下「住宅等」という。）ただし、増築の場合は、一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるもの。		静岡県に同じ	沼津市告示第167号 (平成20年8月11日) 中間検査を行う時期及び適用時期は静岡県に同じ
焼津市	静岡県に同じ		静岡県に同じ	焼津市告示第171号 (平成20年7月30日) 中間検査を行う時期及び適用時期は静岡県に同じ
富士宮市	静岡県に同じ		静岡県に同じ	富士宮市告示第86号 (平成20年8月18日) 中間検査を行う時期及び適用時期は静岡県に同じ

◆ 静岡県

中規模以上の建築物及び住宅（一戸建て住宅を除く）

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事及び内装工事	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事

住宅（一戸建て住宅に限る。）

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事

（注）主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のものをいう。（また、区画されない場合にあつては木造を含むものは木造の、それ以外の構造を併用する建築物にあつては、床面積の過半の構造を特定工程とする。：静岡市）ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

（主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。：静岡市）

◆ 静岡市、富士市・沼津市・焼津市・富士宮市・・・静岡県に同じ

◆ 浜松市

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	階数が1の場合は、はり及び屋根版の配筋工事、階数が2以上の場合は2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事	階数が1の場合は屋根版の取付工事、階数が2以上の場合は主要な構造の部分について2階の床版の取付工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	特定工程の配筋を覆うコンクリート打ち込み工事	特定工程の屋根版若しくは床版と壁の相互を接合する部分を覆う工事

（注）主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその面積が最大のものをいう。ただし、その最大のものが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。主要な構造が上記の表のいずれにも該当しない場合は、同表中類似する構造の欄の規定を適用する。